

## 第16部会

## シンガポールの国民統合と宗教間対話

山下 博 司

シンガポールは一九六五年に独立を果たした近代的都市国家である。総人口（二〇〇五年）は三五五万人余。国籍所持者と永住権取得者を併せた民族集団別の人口構成は、華人系七五・六％、マレー系一三・六％、インド系八・七％等となっている。政府は宗教活動に政策的に介入し、祭儀の挙行や施設の運営などに陰に日向に影響力を行行使し、宗教組織や宗教儀礼のあり方に再編・変容を促す方向で舵取りを図っている。具体的には、個人・家族経営の寺院から組織が管理する寺院への移行（及びそれに伴う経理・資産管理の透明化と健全化）、儀礼的暴力の要素をもつ祭事から静穏な祭事への移行（それに伴う一部の儀礼行為や運営方法の規制）等がそれである。政府は寺院、教会、モスクなどを束ねる宗教連合組織の存在を重視し、それらとコミュニケーションを図ることで、政府の意向を民衆に伝達・浸透させ、併せ民意を汲み取るチャンネルとして位置づけているように見える。

背景に「民族の縦割り」という同国の特殊事情がある。エスニック・グループが違えば宗教も食習慣も異なる場合が多く、集団間で親交を結ぶ機会は意外に乏しい。この現状に即して、政府が「宗教」と「民族」とを表裏一体のものと捉えている節を宗教政策の端々に垣間見ることができ、宗教間の融和が民

族間の融和に直結しているという認識である。

国内で多数の信徒をもつ道教には、三つの寺院連合組織（新嘉坡三清道教会、新加坡道教總會、新嘉坡道教協會）が並立している。政府は新加坡道教總會に道教を代表する位置づけを与え、政府と道教徒との仲介者の役割を付託している。ヒンドゥー教の場合、組織化された四つの大規模寺院を所有するヒンドゥー・エンドウメンツ・ボードに同様の地位を認めている。イスラームではMUISが、キリスト教では宗派毎の三つの組織が該当する。仏教、スィク教等の組織も対象となっている。政府が宗教間関係の構築に積極姿勢を見せる契機となったのは、二〇〇一年の同時多発テロである。民族の違いが宗教の別に連なる多元的民族構成をもち、イスラーム国に囲まれ自らもムスリム人口を抱える同国は、治安維持と国民統合のため各宗教を代表する組織体と同じテーブルにつかせ、宗教間融和を促す諸行事や諸制度の検討や立案に参画させた。それにより結果を見たのが二〇〇三年の宗教間融和宣言であり、宣言を実地に活かす宗教間融和サークル（IRHC）の結成である。後者は各宗教の代表から成り、定期的な会合を通じて宗教間理解を図ろうとする機構である。これを機に宗教間の交流が促進され、祝典への他宗教代表の招待や、宗教行事の運営への他宗教組織からのボランティア出動などが活発化するようになった。二〇〇二年に発足した民族・宗教間信頼サークル（IRCC）は、全八四選挙区に設けられ、政府は宗教機関からメンバーを募るなど地域の「草の根的宗教融和」を奨励している。施策を吟味すれば、シンガポール社会で周縁化されつつあるムスリムへの配慮

が看取される。

このような政府主導の意思疎通の試みは、文字通りの宗教間対話とは評しがたい。神学理論や解釈の次元を離れた宗教指導者同士の対面的コミュニケーションの場を創出し、人間同士の信頼に基礎をおいた協調や相互扶助の精神を涵養することで、ネイション・ビルディングの現場に参与させるという宗教政策は、民族統合と民族融和の大義に合致した「上からの宗教間対話」と称すべきものである。同国の宗教は、「コミュニティの融和に資する宗教」を標榜する政府方針のもと、密室の宗教から公共の宗教へ、組織化されない宗教から組織化された宗教へ、非合理的な宗教から合理的な宗教へと徐々に変貌を遂げてきた。国家的な要請を最優先に、宗教のもつ秘儀的な側面を「公共性」の名のもとに最小化し、宗教間関係を再構築するという一つの実験が行われていると解釈することができる。

## 文化としての宗教

——ドイツにおける宗教シンボル禁止法論争から——

堀 彩子

フランスのような絶対的政教分離国と異なり、ドイツでは、歴史的にラントが新旧両派のキリスト教会と協力関係を保ってきたことで、公的領域から宗教が排除されることはなかった。しかし、近年、ムスリム移民が急増し、国内の宗教構成が変容

したことで、現行の政教規定が作成された際には想定されていなかった宗教であるイスラームを公的領域においてどのように処遇するかが重要な問題となっている。さらに、ドイツではラントによって宗教事情が大きく異なるということも、この問題をより複雑にしている。本報告の目的は、しだいに国内でその存在感を増しているムスリム移民に対し、現代ドイツの政教関係がどのような反応を示しているのかということを分析することである。具体的な事例として、ムスリムの女性教員に授業中スカーフの着用を認めるか否かの判断から巻き起こった宗教シンボル禁止法論争について扱う。

ここで、この論争が連邦レベルで議論されるきっかけともなったルディン事件裁判について触れておく。この事件を提起したアフガニスタン出身のムスリム女性フェルシュタ・ルディンは、バーデン・ヴュルテンベルク州の公立学校の教員となる際、授業中にスカーフを着用するという希望を持っていた。しかし、バーデン・ヴュルテンベルク州のシュトゥットガルト上級教育庁は、スカーフが文化的な隔たりを表象するシンボルであり、学校教育の現場で国家を代表する存在となる教員がそれを着用することは不適切であるとして、彼女の任用を拒否した。ルディンは、この決定を受けて、ドイツの憲法にあたる基本法において保障されている信教の自由が侵害されたとして、司法の判断を仰いだ。

ルディン事件は、行政訴訟を経て最終的に連邦憲法裁判所まで持ち込まれ、二〇〇三年同裁判所は、ルディンがスカーフを授業中に着用することが公立学校の教員に相応しくないとする